

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 子育て支援の充実
-----	------------

施策主管課	子ども未来課	総合計画記載頁	72ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	4 愛情豊かに子どもたちを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生み育て、子どもがいきいきと子どもらしく育っています。
------	-----------------------------	----------------	-----------------	---------------------	---

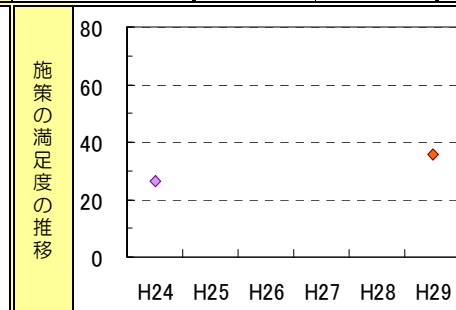
2 施策の取組状況

施策目標	すべての子育て家庭がそれぞれの家庭状況に応じた子育て支援を受けながら安心して子どもを生み育てています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	子育てに不安や負担を感じている人の割合(%)	単年度目標値	51.4%	48.7%	46.0%	43.2%	40.5%			37.8%	A	指標3	保育所入所待機児童数(人)	中核市平均	41.5				
	現状値(H24実績)	実績値	51.4%						実績値	0										
	目標値(H29)	単年度の達成度	100.0%						中核市での本市の順位	1位/41市中										
指標2	保育所入所待機児童数(人)	単年度目標値	0	0	0	0	0	0	A	③ 市民意識調査結果	中核市平均									-
	現状値(H23.3実績)	実績値	0								実績値									
	目標値(H29)	単年度の達成度	100.0%								中核市での本市の順位									
		単年度目標値									H24(現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価			
	現状値	実績値									施策の満足度(%)	調査結果	26.4%							
	目標値(H29)	単年度の達成度									目標値(H29)	35.6%	前年度からの増減							

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(−2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	父母ともに就労する子育て家庭の増加による保育需要の伸びは著しく、「子育てに不安や負担を感じている人の割合」が半数を超える状況にあるが、すべての子育て家庭に対する子育て支援の実施や仕事と子育ての両立支援等により、安心して子どもを生み育てる環境づくりに取り組んでいる。 また、中核市等との水準比較における「保育園入所待機児童数」については、年度後半には発生する状況にあるものの、4月時点では待機児童は解消されている。	市民満足度		進捗の状況	概ね順調
------	---	-------	--	-------	------

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	妊婦健康診査		・妊娠・出産に対する支援の充実	妊婦	・母子健康手帳交付時に受診票（14回分）を交付 ・医療機関で健診（保険診療外）を受診する際の一部公費負担（1回目20,000円、8回目11,000円、11回目9,000円、その他の回5,000円を上限）	H8	妊婦の健康管理を適正に行うため、事業の趣旨を含めた制度の十分な周知を行い、受診率の向上を図る。
2	妊産婦医療費助成	○	・妊娠・出産に対する支援の充実	妊産婦	保険診療自己負担分を助成する。（一部自己負担あり）	S48	妊産婦に対する妊娠異常などの早期発見や早期治療を促し、健康増進を図るとともに、妊産婦に医療費を助成することで、経済的負担を軽減するため、制度の周知徹底を図る。
3	不妊治療費助成費扶助	○	・妊娠・出産に対する支援の充実	不妊治療を受けた夫婦	治療に要した治療費の一部を助成する。	H16	子どもを希望する多くの夫婦の特定不妊治療費と人工授精治療費の経済的負担を軽減する本事業は、ニーズも高く、件数が増加しているが、国が制度の検証を始めたところであり、その動向も踏まえながら効果的な事業のあり方を検証する。
4	妊産婦の歯科健康診査		・妊娠・出産に対する支援の充実	妊産婦	母子健康手帳交付時に歯科健診受診票（1枚）を渡し、委託した医療機関で受診してもらう。費用は全額市で負担。	S57	妊産婦の健康維持を支援するため、妊娠届出時や産婦人科での健診時の保健指導などにおいて、歯科健診の重要性を周知し、受診率の向上に努める。
5	健康教育（母子）		・妊娠・出産に対する支援の充実	乳幼児とその保護者	子どもの発育発達・栄養・運動・子育て支援に関すること等について、講話や体験学習、情報提供を行う。	S29	安心して子育てを行うことができるよう、母子に対して子育て支援に関する情報提供等を行うため、職員のスキルアップを図るための研修参加機会の確保と、各地域の特性に応じた内容を取り入れながら、実施していく。
6	ママパパ学級		・妊娠・出産に対する支援の充実	妊婦とその夫	保健師、助産師、栄養士を講師とし、妊娠・出産・育児に関する講話、実習、グループワークの実施	S41	夫婦共同による妊娠・出産のサポートや育児を促進するため、ママパパ学級に夫婦で参加できるよう、会場を利用しやすい場所に絞るなど参加者の利用ニーズに即した実施を図る。
7	母子健康手帳の交付		・妊娠・出産に対する支援の充実	妊婦	妊娠の届出をしたものに対し、母子健康手帳を交付する。	S17	母と子の健康管理と保持増進に役立てられるよう、継続して実施していく。
8	こんにちは赤ちゃん事業		・子どもの健康支援の充実	生後4か月までの乳児とその保護者	出生連絡票や住民基本台帳により把握した生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を実施し、母子の健康状態や養育環境の把握と必要な保健指導・育児情報の提供をする。	H19	出産後の育児支援や虐待の未然防止に有効な事業であることから、全戸訪問による面接率の向上と訪問指導員の確保や資質向上に取り組む。要支援者については、保健福祉事業との連携を図りながら継続した支援につないでいく。
9	こども医療費助成	○	・子どもの健康支援の充実	小学6年生までの児童	保険診療自己負担分を助成する。	S47	すべての子育て家庭が安心して子育てを行えるよう、子どもの病気の早期発見及び早期治療を促し健康増進を図るとともに、子育て世帯における子どもの医療費を助成することで、経済的負担を軽減する。
10	幼児健康診査	○	・子どもの健康支援の充実	幼児	市内9会場において、月9～10回、各年112回、集団健診方式で、問診・計測・診察・相談等	1.6Y S53 3Y H8	子どもの健康状態の確認や育児相談の場としてのニーズも高い。市医師会等との連携を強化し、受診率の向上と健康診査の質の充実を図る。また、すこやか訪問事業を通し、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図る。
11	先天性股関節脱臼検診		・子どもの健康支援の充実	生後3～4か月児	医療機関に委託し、股関節開排制限検査及び大腿骨骨頂の位置の検査を実施する。	S53	先天性股関節脱臼の早期発見と適切な治療につなげるため、こんにちは赤ちゃん訪問指導や乳児健診などの機会に受診を勧奨し、受診率の向上を図る。
12	乳児健康診査	○	・子どもの健康支援の充実	乳児	委託医療機関における個別健診方式で、問診・計測・診察・相談等を行う。	S60	子どもの健康状態の確認や育児相談の場としてのニーズも高い。関係機関との連携を強化し、受診率の向上と健康診査の充実を図る。また、すこやか訪問事業を通し、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図る。
13	食育の推進	○	・子どもの健康支援の充実	3歳児健康診査受診児	適切な食生活に関する講話を行なう。	H20	3歳児健康診査の受診児および保護者全員に対し、肥満予防に関する講和を継続して行う。 3歳児健康診査受診時に肥満と判定された子どもと保護者に対し、事業の周知と参加を呼びかけ、適切な食生活に関する理解と生活改善が図られるよう支援する。
14	児童福祉施設等産休等代替職員雇用費補助金		・子どもの健康支援の充実	代替職員を雇用している乳児院等	職種：保育士	H8	乳児院等職員の休暇等の際に代替職員を雇用することにより保育の質の維持・向上を図る必要があることから、今後も継続して実施する。

15	すこやか訪問事業		・子どもの健康支援の充実	乳幼児健康診査未受診児	個別家庭訪問により、母子の心身の状況及び家庭状況等を把握し、必要な保健指導を行う。	H23	健診未受診児は、社会的孤立などから、虐待に陥るリスクが高いことから、保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握するために、保健福祉事業との連携を図りながら実施する。また、状況の把握できない児童については、要保護児童対策協議会などとの連携を図りながら把握できるよう努めていく。
16	未熟児グループ支援事業		・子どもの健康支援の充実	未熟児とその保護者	未熟児を持つ保護者同士のグループを開催し、先輩ママや専門職（保健師・保育士等）への相談、保護者同士の情報交換をする場の提供	H12	未熟児を持つ保護者の育児不安の軽減を図るため、未熟児として生まれた子どもの障がいや発達などについての不安や悩みを共有できる場として、育児サークルの協力を得ながらより有効な事業の実施を図る。
17	子どものむし歯予防事業		・子どもの健康支援の充実	満2歳児から小学1年生までの児	・集団検診による2.5歳児歯科健康診査 ・2歳～小1年生対象としたフッ化物塗布、歯科検診、口腔衛生指導等 ・よい歯のコンクールの開催	H8	むし歯予防にフッ化物塗布は有効であることから、今後も、フッ化物塗布の必要性を周知し、受診率の向上に努める。
18	一般健康相談		・子どもの健康支援の充実	妊産婦、乳幼児とその保護者、思春期の子どもとその保護者等	保健師等による妊娠・出産・育児等の健康に関する個別の相談	S29	より多くの市民が利用できるよう、相談窓口の周知徹底を図るとともに、利用しやすい相談体制の整備に努める。
19	性と健康に関する思春期の健康教育		・子どもの健康支援の充実	小・中・高校生など	保健師による「性と健康に関する出前講座」を実施する。	H12	学校や教育委員会、保健予防課等と連携を図りながら、小中高校生に性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力の育成を図る。
20	訪問指導		・子どもの健康支援の充実	主に乳幼児・児童とその保護者	家庭訪問により、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援を行う。	S29	保健師等の訪問による支援を必要とする全家庭に対し、関係機関等と連携を図りながら、個々のニーズに合わせた支援を実施する。
21	栄養相談(母子)		・子どもの健康支援の充実	妊産婦、乳幼児とその保護者等	栄養相談：個別に、栄養に関する相談を実施する。 親子の食生活相談：予約制で、栄養士による個別の栄養相談を行う。	H12	栄養に関して必要な相談が受けられるよう、市民に相談窓口を周知し、栄養士を配置して専門相談に対応するとともに、離乳食教室などの事業と連携を図り実施する。
22	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	○	・子育てサロンの機能強化	出産予定の妊婦とその家族、在家庭の概ね3才までの乳幼児とその保護者	地域における子育て支援の促進	H20	子育てサロンを利用していない家庭に対する支援や、関連事業を実施している部局との連携や役割分担が課題となっている。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容も踏まえ、相談・支援機能も含めた子育てサロンの充実・機能強化策を検討する。
23	ファミリーサポートセンター事業		ファミリーサポートセンター事業の充実	育児の援助を受けることを希望する者及び育児の援助を受けることを希望する者	保育所・幼稚園の開始前・終了後の子どもの預かりや保育所・幼稚園の送迎、冠婚葬祭等の際の子どもの預かり等の実施	H13	子育て家庭に身近な地域において、子育ての相互援助活動が促進されるよう、協会会員の確保と資質の向上を図る。
24	公立保育園整備事業（単独）	○	・保育所、認定こども園等の整備促進	出産予定の妊婦とその家族、保育所入所児童、在家庭の親子	計画的な公立保育園の増設、耐震補強工事等を実施	S27	すべての子育て家庭への子育て支援拠点施設として、基幹保育園に必要な機能の整備を進めるとともに、民営化等により施設の老朽化に対応する。また、「子ども・子育て支援新制度」の動向等を踏まえ、必要な機能の整備について検討する。
25	保育所等の整備方針・整備計画の推進事務	○	・保育所、認定こども園等の整備促進	事業者や、民営化の対象となっている公立保育園の保護者	施設整備に関する計画の策定、調整 事業者の公募の適正な実施 民営化対象の保育園における保護者説明会や意見交換会の実施	H22	「保育所等の整備方針・整備計画」(H22～H31)に基づき、保育需要に対応するための施設整備等を実施しているが、待機児童の解消に向け、迅速かつ効果的・効率的に対応していくことが必要である。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容や需給状況等を踏まえ、新たな計画策定等を通じ、的確に対応していく。
26	児童福祉施設整備費補助金	○	・保育所、認定こども園等の整備促進	市内で、保育所を整備する社会福祉法人・学校法人	保育所老朽化への対応や幼稚園の認定こども園化等の施設整備に要する費用の一部補助を行う。	H9	喫緊の課題である待機児童の解消や安全安心な児童福祉施設(保育所及び認定こども園の保育所部分)の基盤整備の促進を図るため、施設整備に努める。
27	事業所内保育施設設置助成事業		・保育所、認定こども園等の整備促進	市内に事業所を有する事業主又は事業主団体	新たに事業所内保育施設を設置しようとする市内に事業所を有する事業主等に対し、その整備費用の一部を助成	H20	平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容等を勘案し、より効果的な事業推進につながるよう、補助制度の内容等を検討する必要があるため、今後は、ニーズ把握等に努め、的確に対応していく。
28	子育て支援短期利用事業		・ニーズに対応した保育サービスの充実	児童及びその保護者	・保護者が児童の養育が困難な際に、保護者に代わり一時的に養育を行うもので、現在、児童福祉施設5施設に事務を委託して実施	H6	保護者が病気やその他の理由により居宅において子どもを養育できなくなるなど、必要なときに安心して支援を受けることができるよう、事業の積極的な周知を図る。
29	病児・病後児保育事業費	○	・ニーズに対応した保育サービスの充実	病児、病後児対応型の施設	病児、病後児など集団保育の困難な児童等の健全な育成	H8	事業実施に係る費用負担が大きいこと、事業の継続的・安定的な運営の確保が難しいことから、事業実施に係る支援や助言を行うとともに、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容や需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。

30	一時預かり事業補助金	○	・ニーズに対応した保育サービスの充実	一時預かり事業を実施する 私立保育所	急病や短時間勤務等に伴う一時的な保育需要への対応のための補助	H21	事業実施園の増加を図るとともに、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容や需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。
31	地域子育て支援拠点事業費補助金	○	・ニーズに対応した保育サービスの充実	地域子育て支援拠点事業を実施する私立保育所	地域の子育て中の保護者の育児負担の軽減のための事業に対する補助	H13	年々利用者が増加するなど、ニーズが高まっており、効果的な相談、指導、援助事業の推進を図る必要がある。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、公立・私立との役割分担等を整理しつつ、需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。
32	延長保育促進事業補助金	○	・ニーズに対応した保育サービスの充実	延長保育事業を実施する私立保育所	私立保育所が開所時間を超えた保育を取り組む場合の補助	S56	地域バランスに配慮した長時間延長保育の拡充など、多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要である。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容や需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。
33	放課後子ども教室推進事業（再掲）	○	・宮っ子ステーション事業の推進	市民（児童及び地域住民）	放課後子ども教室の実施	H19	子どもの生きる力を育むため、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを推進し、全ての小学校区での早期実施を図っていく。
34	子どもの家・留守家庭児童会事業（再掲）	○	・宮っ子ステーション事業の推進	留守家庭児童を中心とした地域の小学生及び乳幼児とその保護者	乳幼児とその保護者への交流の場、留守家庭児童への遊び場、居場所の提供	S41	利用児童の良好な生活環境を確保するため、クラブの分割などを引き続き行うとともに、平成27年度から実施予定の国の「子ども・子育て支援新制度」の動向を踏まえながら対応していく。
35	子どもの家建設・整備費（再掲）	○	・宮っ子ステーション事業の推進	留守家庭児童を中心とした地域の小学生及び乳幼児とその保護者	子どもの家施設の整備、及び改修、修繕、設備等の新增設	S41	子どもの家施設の整備については、整備場所や手法について十分な検討を行いながら、今後とも計画的な整備に努めていく。
36	発達支援児保育事業費補助金		・保育所等における発達支援児の支援の充実	発達支援児保育事業を実施する私立保育所	発達支援児の処遇向上を図るため、発達支援児の受け入れ事業に対し、一部を補助	S54	発達支援児の健全な発達を促すため適切な保育を受けることができるよう、発達センター等の関係機関と連携し、発達支援児保育の充実を図るとともに、実施園の拡大に努める。
37	なかよしクラブ事業		・発達が気になる子の早期支援の充実	心身に遅れがあると思われる在家庭の概ね2歳以上の児童	地域の子育て支援、交流の場を提供するとともに、心身に遅れがあると思われる在家庭児童に対する相談を行うほか、在家庭児童の保護者への育児に対する心理的負担の軽減	H8	個々のニーズに合ったサービスの提供、市民への周知と利用者への支援の充実が課題となっている。今後は利用者の利便性を考慮しながら、各なかよしクラブ、子ども発達センター（カンガルー教室）及び各地区センターと連携を図り、地域の子育て支援のための相談、交流の場としての支援体制の強化に取り組む。
38	ここ・ほっと巡回相談事業【再掲】		発達が気になる子の早期支援の充実	市民（保育所・幼稚園・なかよしクラブ・子育てサロンに通う児）	・訪問支援の実施 ・講演会等の開催	H19	軽度発達障がい児への早期発見・早期支援、保護者支援の充実を図るため、三者面談等による手法を取り入れた園訪問の実施を検討していくとともに、障がい理解啓発に係る講演会を実施していく。
39	早期療育支援事業（カンガルー教室）【再掲】		発達が気になる子の早期支援の充実	障がい疑われる幼児及びその保護者	児の発達を促すため、保育士が遊びを通じた指導を行うとともに、保護者の不安の軽減と障がい受容を促す。	H19	児への個別指導とグループ指導及び保護者への助言指導を継続するとともに、保護者学習会を利用しやすいように開催曜日や演目を検討する。また、身近な地域において早期の支援を行う仕組みを検討する。
40	保育園運営費		－	認可保育所入所児童とその保護者	私立保育所において、児童福祉施設最低基準の維持に必要な経費を入所児童数に応じ支給	S27	潜在的ニーズを含めた待機児童解消を図るため、配置人員・施設面積などの児童福祉施設最低基準を踏まえ、保育所入所定員の弾力化を有効活用する。併せて、多様化する保育ニーズに対応するため、保育の質の確保に努めながら、保育サービスの充実に努めていく必要がある。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容を踏まえ、必要な見直しを検討する。
41	家庭的保育事業（保育ママ制度）		－	常時保育に欠ける生後3ヶ月から3才未満の乳幼児を養育している家庭	家庭的保育者の居宅内で保育を実施	H20	地域バランスを考慮した家庭的保育者の確保と、利用促進に向けた家庭的保育事業の周知を図っていく必要がある。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容や需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。
42	保育所地域活動事業補助金		－	地域活動事業を実施する私立保育所	保育所が保育に関する専門的機能を地域の需要に応じた、幅広い地域活動事業に対する補助	H元	より多くの地域住民が参加し、地域に根ざした保育所運営が可能となるよう、各園が負担なく取り組める事業の提案をし、実施園や交流人数の増加を図る。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容等を踏まえ、必要な見直しを検討する。
43	特定保育促進事業補助金		－	特定保育事業を実施する私立保育園	保護者の就労形態が多様化に対応するため、児童を一定程度、断続的に保育を実施する場合の補助	H元	保護者の就労形態の多様化に対応するため、サービスの提供体制の整備が必要である。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容等を踏まえ、的確な対応を図る。
44	休日保育事業費補助金		－	休日保育事業を実施する私立保育所	休日等において、保育に欠ける児童の保育を実施した場合の補助	H11	休日保育のニーズの把握に努めながら、利便性、地域のバランスを考慮し、休日保育実施園の拡大を図るための方策を検討する必要がある。今後は、未実施地区への機能配置の方策などを検討しつつ、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図る。
45	夜間保育事業費補助金		－	夜間保育事業を実施する私立保育所	夜間において、保育に欠ける児童の保育を実施した場合の補助	H14	多様化する保育ニーズに対応するため、地域バランスを考慮しながら、実施園の拡大を図るための方策を検討する必要がある。夜間保育のニーズの高まりへの対応策を検討しつつ、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図る。

46	乳幼児保育担当保育士増員費補助金		-	1歳児を入所させていて、保育士を本市独自の3:1の基準で配置している私立保育所	本市の基準で、保育士を配置する場合の補助	S48	多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要である。保育所において1歳児の処遇向上につながっているため継続するが、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の給付内容を踏まえ、必要な見直しを検討する。
47	保育士等人材確保費補助金		-	私立保育所	経験豊富な保育士等を安定的・継続的に確保するための補助	S48	多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要である。保育に対する需要が増加する中、経験豊富な人材を確保し、保育の質の維持・向上を図る必要があることから継続するが、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の給付内容を踏まえ、必要な見直しを検討する。
48	調理員増員費補助金		-	調理員を増員している私立保育所	3歳未満児が27人以上入所している保育所に対し、調理員を加配するための人件費の補助	S48	アレルギーを持つ児童に対し、より細やかな対応をする必要があるなど、多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要である。児童の処遇向上のため、保育所における給食調理業務を充実させる必要があるため継続するが、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の給付内容を踏まえ、必要な見直しを検討する。
49	民間保育所代替職員雇用費補助金		-	代替職員を雇用している私立保育所	代替職員を雇用するために必要な人件費の補助	S47	多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要である。保育所職員の休暇や研修などの際、代替職員の雇用により保育の質の維持・向上を図る必要があることから継続するが、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の給付内容を踏まえ、必要な見直しを検討する。
50	日本スポーツ振興センター事業費補助金		-	私立保育所	日本スポーツセンターの共済掛金に要する経費の一部を補助	S49	多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要である。保育所において児童の災害時に必要な給付を確保させる必要があるため継続するが、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の給付内容を踏まえ、必要な見直しを検討する。
51	嘱託医委嘱費補助金		-	私立保育所	嘱託医に委嘱に要する費用を補助	S54	多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要である。保育所において健康診断および歯科検診を実施し、児童の健康管理を行う必要があるため継続するが、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の給付内容を踏まえ、必要な見直しを検討する。
52	民間育児施設運営費補助金		-	一定の基準を満たす認可外保育施設	認可保育所の補完的役割をはたしている民間育児施設に対し、運営費の一部を補助	H11	認可保育園の補完的役割を果たしていることから、保育環境(保育内容、入所者処遇、職員処遇等)の向上を図ることが必要である。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、認可化促進策など効果的な事業推進策を検討する。
53	保育事務費		-	保育所を利用する乳幼児の保護者	保育行政に係る事務の適正化及び保育料の適正な徴収を実施		多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要である。将来の保育需要を見据え、引き続き、適正かつ効率的・効果的な事務を行う。

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆家庭の状況に応じた子育て支援を受けながら安心して子どもを育てられるよう、多様な主体と連携し、身近な地域における子育て支援機能の充実や、出産後の育児支援、虐待の未然防止を図る必要がある。 ◆核家族化や共働き世帯が増加する中、仕事と子育ての両立支援の充実に向けて、保育サービスの質を確保しながら、保育所の建替えや認定こども園の新設などの整備促進による計画的な保育サービス供給量を拡大し、潜在的ニーズを含めた待機児童の解消を図る必要がある。 ◆個別配慮の必要な児童への支援を充実するため、総合的で専門的な療育支援の提供を推進する必要がある。 ◆平成27年度に本格施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」の内容を踏まえ、各事業において、ニーズを踏まえながら、対象や事業の内容等、見直しの必要がある。 	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆妊娠・出産の支援や母子の健康支援、子育てサロンの機能やファミリーサポートセンター事業の充実などに、地域や企業と連携して取り組むことにより、家庭の状況に応じた子育て支援サービスを充実していく。 ◆引き続き、計画的に、保育所の建替えや認定こども園の新設などの整備を促進し、保育サービス供給量の拡大を図るとともに、様々な保育機能の充実により、保育サービスの質の向上に努め、待機児童解消等、仕事と子育ての両立を支援する。 ◆個別配慮の必要な児童への支援において、引き続き、総合的で専門的な療育支援の提供を推進する。 <p>〈主要事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆妊娠・出産に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「妊産婦医療費助成」については、妊産婦に対する妊娠異常などの早期発見や早期治療を促し、健康増進を図るとともに、妊産婦に医療費を助成することで、経済的負担を軽減するため、制度の周知徹底を図る。 ・「不妊治療費助成費扶助」については、子どもを希望する多くの夫婦の特定不妊治療費と人工授精治療費の経済的負担を軽減する本事業は、ニーズも高く、件数が増加しているが、国が制度の検証を始めたところでありその動向も踏まえながら効果的な事業のあり方を検証する。 ◆子どもの健康支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「こども医療費助成」については、すべての子育てで家庭が安心して子育てを行えるよう、子どもの病気の早期発見及び早期治療を促し健康増進を図るとともに、子育て世帯における子どもの医療費を助成することで、経済的負担を軽減する。 ・「幼児健康診査」については、子どもの健康状態の確認や育児相談の場としてのニーズも高い。市医師会等との連携を強化し、受診率の向上と健康診査の質の充実を図る。また、すこやか訪問事業を通し、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図る。 ・「乳児健康診査」については、子どもの健康状態の確認や育児相談の場としてのニーズも高い。関係機関との連携を強化し、受診率の向上と健康診査の充実を図る。また、すこやか訪問事業を通し、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図る。 ◆地域における子育て・子育て支援の充実(子育てサロンの機能強化) <ul style="list-style-type: none"> ・「地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)」については、子育てサロンを利用していない家庭に対する支援や、関連事業を実施している部局との連携や役割分担が課題となっている。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容も踏まえ、相談・支援機能も含めた子育てサロンの充実・機能強化策を検討する。 ◆仕事と子育ての両立支援の充実(保育所、認定子ども園等の整備促進) <ul style="list-style-type: none"> ・「公立保育園整備事業(単独)」については、すべての子育てで家庭への子育て支援拠点施設として、基幹保育園に必要な機能の整備を進めるとともに、民営化等により施設の老朽化に対応する。また、「子ども・子育て支援新制度」の動向等を踏まえ、必要な機能の整備について検討する。 ・「保育所等の整備方針・整備計画の推進事務」については、「保育所等の整備方針・整備計画」(H22～H31)に基づき、保育需要に対応するための施設整備等を実施しているが、待機児童の解消に向け、迅速かつ効果的・効率的に対応していくことが必要である。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容や需給状況等を踏まえ、新たな計画策定等を通し、的確に対応していく。 ・「児童福祉施設整備費補助金」については、喫緊の課題である待機児童の解消や安全安心な児童福祉施設(保育所及び認定こども園の保育所部分)の基盤整備の促進を図るため、施設整備に努める。 ◆仕事と子育ての両立支援の充実(ニーズに対応した保育サービスの充実) <ul style="list-style-type: none"> ・「病児・病後児保育事業費」については、事業実施に係る費用負担が大きいため、事業の継続的・安定的な運営の確保が難しいことから、事業実施に係る支援や助言を行うとともに、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容や需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。 ・「一時預かり事業補助金」については、事業実施園の増加を図るとともに、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容や需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。 ・「地域子育て支援拠点事業費補助金」については、年々利用者が増加するなど、ニーズが高まっており、効果的な相談、指導、援助事業の推進を図る必要がある。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、公立・私立との役割分担等を整理しつつ、需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。 ・「延長保育促進事業補助金」については、地域バランスに配慮した長時間延長保育の拡充など、多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要である。今後は、平成27年度に本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の内容や需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。 ◆地域における子育て・子育て支援の充実(宮っ子ステーション事業の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子ども教室推進事業」については、子どもの生きる力を育むため、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを推進し、全ての小学校校区での早期実施を図っていく。 ・「子どもの家・留守家庭児童会事業」については、利用児童の良好な生活環境を確保するため、クラブの分割などを引き続き行うとともに、平成27年度から実施予定の国の「子ども・子育て支援新制度」の動向を踏まえながら対応していく。 ・「子どもの家建設・整備費」については、子どもの家施設の整備について、整備場所や手法の十分な検討を行いながら、今後とも計画的な整備に努めていく。 ◆「食育の推進」については、3歳児健康診査の受診児および保護者全員に対し、肥満予防に関する講和を継続して行う。3歳児健康診査受診時に肥満と判定された子どもと保護者に対し、事業の周知と参加を呼びかけ、適切な食生活に関する理解と生活改善が図られるよう支援する。 <p>〈その他個別事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「保育園運営費」、「保育所地域活動事業補助金」、「乳幼児保育担当保育士増員費補助金」、「保育士等人材確保費補助金」、「調理員増員費補助金」、「民間保育所代替職員雇用費補助金」、「日本スポーツ振興センター事業費補助金」及び「民間育児施設運営費補助金」においては、平成27年度に本格施行が予定される「子ども子育て支援新制度」の内容(給付内容等)を踏まえ、必要な見直しを検討する。